

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

# 税のたより



## 個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

個人事業税第1期分の納期限は、9月2日(月)です。

8月中旬に県から納税通知書を送りますので、次の方法で納付してください。

納税通知書には第1期分と第2期分の納付書が同封されますので、納付にあたっては納付書をお間違えのないように注意してください。

- お近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下で、取扱期限内のものに限る)等での納付
- Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付
- インターネットでのクレジットカードによる納付
- スマートフォンアプリ(Pay B)による納付

※領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く。)または県税事務所の窓口、コンビニエンスストア等で納付してください。詳しくは、県ホームページをご覧ください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので、ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

## 問合せ先

西尾張県税事務所  
県民税・事業税第2グループ  
☎0586(45)3169  
🌐 <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

## 税理士による無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

**とき** 8月14日(水)午後2時~4時(1人30分以内)

**ところ** 役場会議室

## 申込方法

事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

## その他

• 申告書の作成に関する相談会です。税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また、申告書等の税務書類の作成も行いません。

• プライバシーは守られます。  
**問合せ先** 役場 税務課  
内線 175・176

## 国民健康保険税の減額要件、限度額が改正されました

地方税法施行令の改正に合わせて、国民健康保険税条例の改正を行いました。

### 改正の概要

①減額対象となる所得基準の引き上げ

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、所得に応じて人数にかかわらず均等割と世帯にかかる平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。

**5割軽減** 前年所得合計が33万円+27万5千円×被保険者数以下の世帯が対象

↓28万円に改正

**2割軽減** 前年所得合計が33万円+50万円×被保険者数以下の世帯が対象  
↓51万円に改正

● 防犯情報 ● 防災情報 ● 行政情報 ● 防犯情報 ● 防災情報 ● 行政情報 ●

気象情報 ● 地震情報 ● 津波情報 ●

**大治町**  
**メールサービス**



登録は2次元コードを読み取り、  
**oharu@entry.mail-dpt.jp**へ  
空メールを送信してください。

● 防犯情報 ● 防災情報 ● 行政情報 ● 防犯情報 ● 防災情報 ● 行政情報 ●

※軽減判定所得には、被保険者全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

**② 課税限度額の引き上げ**  
基礎(医療)分を3万円引き上げました。  
基礎(医療)分 58万円↓61万円

**問合せ先** 役場 保険医療課 内線170

## 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の納期が変わります

令和2年度から普通徴収の方の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料は暫定賦課(4月)を廃止し、納期を確定賦課の7月から翌年2月までの8回とします。

【平成31年度まで】

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料												
納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別	1期			2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期		
算定	暫定賦課						確定賦課					



【令和2年度から】

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料												
納期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
期別				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
算定	暫定賦課廃止						確定賦課					

※年金からの天引き(特別徴収)対象の方につきましては、これまでと変更はありません。

**問合せ先** 〔国民健康保険税・後期高齢者医療保険料〕 役場 保険医療課 内線170  
〔介護保険料〕 役場 民生課 内線115・187

## 低所得者の介護保険料が軽減されます

令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、平成31年度の保険料から軽減強化が行われます。

■平成31年度以降の保険料および保険料率

軽減強化が行われるのは、保険料第1段階から第3段階(住民税非課税世帯)の方の保険料です。

【平成30年度】

段階	年額保険料	保険料率
第1段階	28,000円	0.45
第2段階	43,600円	0.70
第3段階	46,800円	0.75

【平成31年度】

段階	年額保険料	保険料率
第1段階	23,400円	0.375
第2段階	35,800円	0.575
第3段階	45,200円	0.725

**問合せ先** 役場 民生課 内線115・187